

議案第 13 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和 5 1 年野田市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の 6 の 1 の項を次のように改める。

1 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 確認の申請に係る計画又は計画の通知に係る計画に建築基準法第 8 7 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が 3 0 平方メートル以内のもの 9, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの 1 9, 0 0 0 円 ウ 床面積の合計が 1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの 3 3, 0 0 0 円 エ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの 4 3, 0 0 0 円 オ 床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの 7 1, 0 0 0 円 カ 床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの 1 0 0, 0 0 0 円 キ 床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 2 8 0, 0 0 0 円 ク 床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以内のもの 4
---	--

10,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 800,000円

- (2) 確認の申請に係る計画又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 (1)の区分に応じそれぞれ定める金額に当該昇降機について2の項に掲げる区分に応じそれぞれ同項に定める金額の合計を加算した金額

備考

- (1) 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転する場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関

	する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に該当する場合に限る。）の手数料の金額は、この項に定める金額に、３３の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による金額を加算した金額とする。
--	--

別表の６の３４の項を削り、同表の６の３３の項中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に、「３２の項の右欄の区分に」を「３５の項の右欄の区分に」に改め、同項の備考の(1)中「３２の項の備考の(3)」を「３５の項の備考の(4)」に改め、同項の備考の(2)中「３２の項」を「３５の項」に改め、同項の備考の(3)中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同項の備考中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

- (2) 複合建築物に係る金額は、当該建築物について３５の項の備考の(5)の規定により算定した金額に相当する金額に２分の１を乗じて得た金額とする。

別表の６の３３の項を同表の６の３６の項とし、同表の６の３２の項中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に改め、同項の(1)中「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同項の(2)のイ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

- (i) 建築物の延べ面積が２００平方メートル未満のもの ２５，０００円
- (ii) 建築物の延べ面積が２００平方メートル以上のもの ２８，０００円

別表の６の３２の項の(2)のイ中(イ)を(ウ)とし、(ア)の次に次のように加える。

- (イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

- (i) 建築物の延べ面積が３００平方メートル未満のもの ５０，０００円
- (ii) 建築物の延べ面積が３００平方メートル以上のもの ８４，０００円

円

別表の6の32の項の備考の(6)中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項の備考中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 誘導仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表の6の32の項を同表の6の35の項とし、同表の6の31の項中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に、「30の項」を「33の項」に改め、同項を同表の6の34の項とし、同表の6の30の項を削り、同表の6の29の項中「28の項の右欄」を「31の項の右欄」に改め、同項の備考の(1)中「28の項の備考の(3)」を「31の項の備考の(4)」に改め、同項を同表の6の32の項とし、同項の次に次のように加える。

33 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	(1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準による場合 ア) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 17,000円 イ) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 19,000円 イ 仕様・計算併用法による場合 ア) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 25,000円 イ) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 28,000円 ウ その他の場合 ア) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 34,000円 イ) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 37,000円
--	--

(2) 共同住宅等

ア 仕様基準による場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 32,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 56,000円

イ 仕様・計算併用法による場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 50,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 84,000円

ウ その他の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 67,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 112,000円

(3) 工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供する非住宅建築物（以下この項において「特定非住宅建築物」という。）

ア モデル建築物基準Bによる場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 19,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 26,000円

イ その他の場合

(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 23,000円

(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 30,000円

(4) 特定非住宅建築物以外の非住宅建築物（以下こ

の項において「一般非住宅建築物」という。)

ア モデル建築物基準Bによる場合

- (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 85,000円
- (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 108,000円

イ その他の場合

- (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 221,000円
- (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 277,000円

備考

- (1) モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
- (2) 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。
- (3) 仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。
- (4) 共同住宅等に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の金額に相当する金額とする。
- (5) 複合建築物の場合は、当該複合建築物を住

	宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が認めるもののみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の金額を算定した場合の当該手数料の金額に相当する金額の合計額とする。
--	--

別表の6の28の項中「(平成27年法律第53号)第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項の(2)のア中(i)を(イ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

(i) 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの 25,000円

(ii) 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの 28,000円

別表の6の28の項の(2)のイ中(i)を(イ)とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

(i) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 50,000円

(ii) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 84,000円

別表の6の28の項の備考中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3) 誘導仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

別表の6中28の項を31の項とし、27の項を30の項とし、26の項を29の項とし、同表の6の25の項中「23の項」を「26の項」に改め、同項を同表の6の28の項とし、同表の6の24の項中「22の項」を「25の項」に改め、同項を同表の6の27の項とし、同表の6中6の項から23の項までを3ずつ繰り下げ、同表の6の5の項中「申請」の次に「に対する審査」を加え、同項の(1)中「9,000円」を「19,000円」に改め、同項の(2)中「11,000円」を「25,000円」に改め、同項の(3)中「15,000円」を「31,000円」に改め、同項の(4)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「2.0,000円」を「40,000円」に改め、同項の(5)中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「33,000円」を「57,000円」に改め、同項の(6)中「45,000円」を「77,000円」に改め、同項の(7)中「100,000円」を「150,000円」に改め、同項の(8)中「160,000円」を「260,000円」に改め、同項の(9)中「330,000円」を「540,000円」に改め、同項を同表の6の7の項とし、同項の次に次のように加える。

8 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号の規定に基づく認定の申請に対する審査	1件につき 120,000円
---	----------------

別表の6の4の項中「申請」の次に「に対する審査」を加え、「9,000円」を「22,000円」に改め、同項を同表の6の6の項とし、同表の6の3の項を削り、同表の6の2の項の(1)中「8,000円」を「20,000円」に改め、同項の(2)中「4,000円」を「8,000円」に改め、同項を同表の6の3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 建築基準法第7条第1項の規定に	(1) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物
-------------------	----------------------------------

基づく完了検査の
申請に対する審査
又は同法第18条
第20項の規定に
基づく工事の完了
の通知に対する検
査

- ア 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の
通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇
降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる
建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 19,000円
 - (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 25,000円
 - (ロ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 35,000円
 - (ハ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 50,000円
 - (ニ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 83,000円
 - (ホ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 100,000円
 - (ヘ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 160,000円
 - (ト) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 260,000円
 - (ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 540,000円
- イ 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の

通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 アの区分に応じそれぞれ定める金額に当該昇降機について5の項に掲げる区分に応じそれぞれ同項に定める金額の合計を加算した金額

(2) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物以外の建築物

ア 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 22,000円

(イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 28,000円

(ロ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円

(ハ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 53,000円

(ニ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 86,000円

(ホ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 110,000円

(ヘ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの

	170,000円 (ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 270,000円 (ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 550,000円 イ 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合 アの区分に応じそれぞれ定める金額に当該昇降機について5の項に掲げる区分に応じそれぞれ同項に定める金額の合計を加算した金額 備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
5 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1基につき 36,000円 (2) 小荷物専用昇降機 1基につき 20,000円

別表の6の1の項の次に次のように加える。

2 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1基につき 22,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 8,000円 (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 次に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1基につき 10,000円 イ 小荷物専用昇降機 1基につき 6,000円
--	---

別表の7に次のように加える。

9 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定に基づく中間検査の申請に対する検査	(1) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートル以内のもの 3,100円 (2) 盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 6,200円 (3) 盛土又は切土をする土地の面積が20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のもの 12,400円 (4) 盛土又は切土をする土地の面積が40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のもの 24,900円 (5) 盛土又は切土をする土地の面積が70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のもの 43,600円
---	---

	(6) 盛土又は切土をする土地の面積が100,000平方メートルを超えるもの 62,300円
--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表の7に9の項を加える改正規定は、令和7年5月26日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築関係手数料に関する規定を整備するとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴い、開発関係手数料に関する規定を整備しようとするものである。

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1～5 (略) 6 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 1～5 (略) 6 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 確認の申請に係る計画又は計画の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 9,000 円 イ 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 19,000 円 ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 33,000 円 エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの 43,000 円 オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 71,000 円 カ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 100,000 円 キ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 280,000 円 ク 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 460,000 円 備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、	1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 床面積の合計が 30 平方メートル以内のもの 5,000 円 (2) 床面積の合計が 30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの 9,000 円 (3) 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 14,000 円 (4) 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 19,000 円 (5) 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 34,000 円 (6) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 48,000 円 (7) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 140,000 円 (8) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 240,000 円 (9) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 460,000 円 備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、

00 平方メートル以内のもの
の 410,000 円

ケ 床面積の合計が 50,000
平方メートルを超えるも
の 800,000 円

(2) 確認の申請に係る計画
又は計画の通知に係る計画
に建築基準法第 87 条の 4 の
昇降機に係る部分が含まれ
る場合 (1) の区分に応じ
それぞれ定める金額に当該
昇降機について 2 の項に掲
げる区分に応じそれぞれ同
項に定める金額の合計を加
算した金額

備考

(1) 床面積の合計は、次
に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ定める面
積について算定する。

ア 建築物を建築する
場合(イに掲げる場合
及び移転する場合を
除く。) 当該建築に
係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築
物の計画の変更をし
て建築物を建築する
場合(移転する場合を
除く。) 当該計画の
変更に係る部分の床
面積の 2 分の 1(床面
積の増加する部分に
あつては、当該増加す
る部分の床面積)

ウ 建築物を移転する
場合(エに掲げる場合
を除く。) 当該移転
に係る部分の床面積
の 2 分の 1

エ 確認を受けた建築
物の計画の変更をし
て建築物を移転する
場合 当該計画の変
更に係る部分の床面
積の 2 分の 1

(2) 建築物のエネルギー
消費性能の向上等に関
する法律(平成 27 年法

それぞれ定める面積につ
いて算定する。

(1) 建築物を建築する場
合((2)に掲げる場合及
び移転する場合を除
く。) 当該建築に係る
部分の床面積

(2) 確認を受けた建築物
の計画の変更をして建
築物を建築する場合(移
転する場合を除く。) 当
該計画の変更に係る
部分の床面積の 2 分の 1
(床面積の増加する部分
にあつては、当該増加す
る部分の床面積)

(3) 建築物を移転する場
合((4)に掲げる場合を
除く。) 当該移転に係
る部分の床面積の 2 分
の 1

(4) 確認を受けた建築物
の計画の変更をして建
築物を移転する場合
当該計画の変更に係る
部分の床面積の 2 分の 1

	律第 53 号)第 11 条第 1 項ただし書の規定の適用を受ける場合(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 2 条第 1 項第 1 号に該当する場合に限る。)の確認申請手数料の金額は、この項に定める金額に、33 の項の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による金額を加算した金額とする。	
2 建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請又は同法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 2 項の規定に基づく計画の通知に対する審査	(1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。)次に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1 基につき 22,000 円 イ 小荷物専用昇降機 1 基につき 8,000 円 (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 次に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1 基につき 10,000 円 イ 小荷物専用昇降機 1 基につき 6,000 円	
3 建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請又は同法第 88 条第 1 項において準用する同法第 18 条第 2 項の規	(1) 工作物を築造する場合((2)に掲げる場合を除く。) 1 基につき 20,000 円 (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 1 基につき 8,000 円	2 建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認の申請又は同法第 88 条第 1 項において準用する同法第 18 条第 2 項の規
	(1) 工作物を築造する場合((2)に掲げる場合を除く。) 1 基につき 8,000 円 (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 1 基につき 4,000 円	

定に基づく 計画の通知 に対する審 査	定に基づく 計画の通知 に対する審 査
(削る。)	3 建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査 (1) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 9,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 11,000円 ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 15,000円 エ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 21,000円 オ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 35,000円 カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 47,000円 キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 110,000円 ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 180,000円 ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 370,000円 (2) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物以外の建築物 ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 10,000円 イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方

		メートル以内のもの 12,000 円
		ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの 16,000 円
		エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの 22,000 円
		オ 床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 36,000 円
		カ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 50,000 円
		キ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 120,000 円
		ク 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの 190,000 円
		ケ 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの 380,000 円
		備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。
4	建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は同法第 18 条第 20 項の規定に基づく工事の完	(1) 建築基準法第 7 条の 3 第 1 項に規定する特定工程に係る建築物 ア 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

了の通知に
対する検査

(ア) 床面積の合計が 30
平方メートル以内のも
の 19,000 円

(イ) 床面積の合計が 30
平方メートルを超え 10
0 平方メートル以内の
もの 25,000 円

(ウ) 床面積の合計が 10
0 平方メートルを超え 2
00 平方メートル以内の
もの 35,000 円

(エ) 床面積の合計が 20
0 平方メートルを超え 3
00 平方メートル以内の
もの 50,000 円

(オ) 床面積の合計が 30
0 平方メートルを超え
1,000 平方メートル以
内のもの 83,000 円

(カ) 床面積の合計が 1,
000 平方メートルを超
え 2,000 平方メートル
以内のもの 100,000
円

(キ) 床面積の合計が 2,
000 平方メートルを超
え 10,000 平方メートル
以内のもの 160,000
円

(ク) 床面積の合計が 1
0,000 平方メートルを
超え 50,000 平方メー
トル以内のもの 260,000
円

(ケ) 床面積の合計が 5
0,000 平方メートルを
超えるもの 540,000
円

イ 完了検査の申請に係る
計画又は工事の完了の通
知に係る計画に建築基準
法第 87 条の 4 の昇降機に
係る部分が含まれる場合
アの区分に応じそれぞ
れ定める金額に当該昇降
機について 5 の項に掲げ
る区分に応じそれぞれ同
項に定める金額の合計を
加算した金額

- (2) 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程に係る建築物以外の建築物
ア 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれない場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (ア) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 22,000円
- (イ) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの 28,000円
- (ウ) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの 38,000円
- (エ) 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの 53,000円
- (オ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 86,000円
- (カ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 110,000円
- (キ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 170,000円
- (ク) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの 270,000円
- (ケ) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 550,000円

		イ 完了検査の申請に係る計画又は工事の完了の通知に係る計画に建築基準法第 87 条の 4 の昇降機に係る部分が含まれる場合 アの区分に応じそれぞれ定める金額に当該昇降機について 5 の項に掲げる区分に応じそれぞれ同項に定める金額の合計を加算した金額 備考 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転した場合にあつては当該移転に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。		
5	建築基準法第 87 条の 4 において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は同法第 87 条の 4 において準用する同法第 18 条第 20 項の規定に基づく工事の完了の通知に対する検査	(1) 小荷物専用昇降機以外の建築設備 1 基につき 3 6,000 円 (2) 小荷物専用昇降機 1 基につき 20,000 円		
6	建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請に対する	1 基につき 22,000 円	4	建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査の申請又は
			1	基につき 9,000 円

る審査又は 同法第 88 条第 1 項に おいて準用 する同法第 18 条第 20 項の規定に 基づく工事 の完了の通 知に対する 検査		同法第 88 条第 1 項に おいて準用 する同法第 18 条第 20 項の規定に 基づく工事 の完了の通 知に対する 検査	
7 建築基準 法第 7 条の 3 第 1 項の 規定に基づ く中間検査 の申請に対 する審査又 は同法第 18 条第 28 項 の規定に基 づく特定工 程の工事の 終了の通知 に対する検 査	(1) 床面積の合計が 30 平方 メートル以内のもの <u>19,000 円</u> (2) 床面積の合計が 30 平方 メートルを超え 100 平方 メートル以内のもの <u>25,000 円</u> (3) 床面積の合計が 100 平方 メートルを超え 200 平方 メートル以内のもの <u>31,000 円</u> (4) 床面積の合計が 200 平方 メートルを超え <u>300 平方</u> メートル以内のもの <u>40,000 円</u> (5) 床面積の合計が <u>300 平方</u> メートルを超え 1,000 平方 メートル以内のもの <u>57,000 円</u> (6) 床面積の合計が 1,000 平 方メートルを超え 2,000 平 方メートル以内のもの <u>77,000 円</u> (7) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの <u>150,000 円</u> (8) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの <u>260,000 円</u> (9) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの <u>540,000 円</u>	5 建築基準 法第 7 条の 3 第 1 項の 規定に基づ く中間検査 の申請又は 同法第 18 条第 28 項 の規定に基 づく特定工 程の工事の 終了の通知 に対する検 査	(1) 床面積の合計が 30 平方 メートル以内のもの <u>9,000 円</u> (2) 床面積の合計が 30 平方 メートルを超え 100 平方 メートル以内のもの <u>11,000 円</u> (3) 床面積の合計が 100 平方 メートルを超え 200 平方 メートル以内のもの <u>15,000 円</u> (4) 床面積の合計が 200 平方 メートルを超え <u>500 平方</u> メートル以内のもの <u>20,000 円</u> (5) 床面積の合計が <u>500 平方</u> メートルを超え 1,000 平方 メートル以内のもの <u>33,000 円</u> (6) 床面積の合計が 1,000 平 方メートルを超え 2,000 平 方メートル以内のもの <u>45,000 円</u> (7) 床面積の合計が 2,000 平 方メートルを超え 10,000 平 方メートル以内のもの <u>100,000 円</u> (8) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以内のもの <u>160,000 円</u> (9) 床面積の合計が 50,000 平方メートルを超えるもの <u>330,000 円</u>
8 建築基準 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは	1 件につき <u>120,000 円</u>		

第 2 号又は 第 18 条第 3 8 項第 1 号 若しくは第 2 号の規定 に基づく認 定の申請に 対する審査			
9～26 (略)	(略)	6～23 (略)	(略)
27 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	25 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 4 項又は第 5 項の規定による認定の申請に基づき同法第 6 条第 1 項の認定を受けたものを除く。)の変更にあつては、25 の項の備考の(1)に定める金額)に 2 分の 1 を乗じて得た金額 備考 (略)	24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	22 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 4 項又は第 5 項の規定による認定の申請に基づき同法第 6 条第 1 項の認定を受けたものを除く。)の変更にあつては、22 の項の備考の(1)に定める金額)に 2 分の 1 を乗じて得た金額 備考 (略)
28 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	26 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項の規定による認定の申請に基づき同法第 6 条第 1 項の認定を受けたものに限る。)の変更にあつては、26 の項の備考に定める金額)に 2 分の 1 を乗じて得た金額	25 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	23 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 6 項の規定による認定の申請に基づき同法第 6 条第 1 項の認定を受けたものに限る。)の変更にあつては、23 の項の備考に定める金額)に 2 分の 1 を乗じて得た金額
29・30 (略)	(略)	26・27 (略)	(略)
31 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条	28 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(申請に係る建築物の住宅部分に係る部分にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関。以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。)により都市の低炭素化の促進

第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア～ウ (略)

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅

(ア) (略)

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

(i) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの 25,000 円

(ii) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの 28,000 円

(ウ) (略)

イ 共同住宅等

(ア) (略)

(イ) 誘導仕様・計算併用法による場合

(i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの 50,000 円

(ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの 84,000 円

(ウ) (略)

ウ (略)

備考

(1)・(2) (略)

(3) 誘導仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法を

に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これらに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア～ウ (略)

(2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 一戸建ての住宅

(ア) (略)

(イ) (略)

イ 共同住宅等

(ア) (略)

(イ) (略)

ウ (略)

備考

(1)・(2) (略)

	いう。 (4)・(5) (略)		(3)・(4) (略)
32 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	31 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (1) 複合建築物に係る金額は、当該建築物について31 の項の備考の(4)の規定により算定した金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 (2) (略)	29 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	28 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (1) 複合建築物に係る金額は、当該建築物について28 の項の備考の(3)の規定により算定した金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 (2) (略)
(削る。)		30 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物(非住宅部分に限る。以下この項において同じ。)が、工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるものである場合 ア モデル建築物基準 B による場合 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のものの 26,000 円 イ その他の場合 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のものの 30,000 円 (2) その他の場合 ア モデル建築物基準 B による場合 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のものの 108,000 円 イ その他の場合 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のものの 277,000 円 備考 モデル建築物基準 B とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
33 建築物のエネルギー消費性能の	(1) 一戸建ての住宅 ア 仕様基準による場合 (ア) 建築物の延べ面積		

向上等に関する法律第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査

- が 200 平方メートル未満のもの 17,000 円
- (イ) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの 19,000 円
- イ 仕様・計算併用法による場合
- (ア) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの 25,000 円
- (イ) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの 28,000 円
- ウ その他の場合
- (ア) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの 34,000 円
- (イ) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの 37,000 円
- (2) 共同住宅等
- ア 仕様基準による場合
- (ア) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの 32,000 円
- (イ) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの 56,000 円
- イ 仕様・計算併用法による場合
- (ア) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの 50,000 円
- (イ) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの 84,000 円
- ウ その他の場合
- (ア) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの 67,000 円
- (イ) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの 112,000 円
- (3) 工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が定めるもののみに供する非住宅建築物(以下この項において「特定非住宅建築物」という。)

ア モデル建築物基準 B に
よる場合

(ア) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル未
満のもの 19,000 円

(イ) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル以
上のもの 26,000 円

イ その他の場合

(ア) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル未
満のもの 23,000 円

(イ) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル以
上のもの 30,000 円

(4) 特定非住宅建築物以外
の非住宅建築物(以下この
項において「一般非住宅建
築物」という。)

ア モデル建築物基準 B に
よる場合

(ア) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル未
満のもの 85,000 円

(イ) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル以
上のもの 108,000 円

イ その他の場合

(ア) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル未
満のもの 221,000 円

(イ) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル以
上のもの 277,000 円

備考

(1) モデル建築物基準 B
とは、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第1条第1項第1
号ロに定める基準をい
う。

(2) 仕様基準とは、建築
物エネルギー消費性能
基準等を定める省令第
1条第1項第2号イ(3)
及びロ(3)に定める基準
をいう。

(3) 仕様・計算併用法と
は、建築物エネルギー消

	<u>費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。</u> <u>(4) 共同住宅等に係る金額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の金額に相当する金額とする。</u> <u>(5) 複合建築物の場合は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が 1 である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分についてはその用途が工場、倉庫その他これらに類する用途として市長が認めるもののみに供するものである場合にあっては特定非住宅建築物と、その他の場合にあっては一般非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の金額を算定した場合の当該手数料の金額に相当する金額の合計額とする。</u>	
<u>34 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 11 条第 2 項又は第 12 条第 3 項の</u>	<u>33 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額</u>	<u>31 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 12 条第 2 項又は第 13 条第 3 項の</u>
	<u>30 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額</u>	

規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査		規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査	
35 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 一戸建ての住宅 (ア) (略) (イ) 誘導仕様・計算併用法による場合 (i) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル未満のもの 25,000 円 (ii) 建築物の延べ面積が 200 平方メートル以上のもの 28,000 円 (ウ) (略) イ 共同住宅等 (ア) (略) (イ) 誘導仕様・計算併用法による場合 (i) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル未満のもの 50,000 円 (ii) 建築物の延べ面積が 300 平方メートル以上のもの 84,000 円 (ウ) (略) ウ (略) 備考	32 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ (略) (2) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 一戸建ての住宅 (ア) (略) (イ) (略) イ 共同住宅等 (ア) (略) (イ) (略) ウ (略) 備考

	(1)・(2) (略) (3) <u>誘導仕様・計算併用法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。</u> (4)～(6) (略) (7) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</u>		(1)・(2) (略) (3)～(5) (略) (6) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</u>
36 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	35の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (1) 共同住宅等に係る金額は、当該建築物について35の項の備考の(4)の規定により算定した金額に相当する金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 (2) <u>複合建築物に係る金額は、当該建築物について35の項の備考の(5)の規定により算定した金額に相当する金額に2分の1を乗じて得た金額とする。</u> (3) <u>申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)の35の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める金額又はそれらの金額の</u>	33 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	32の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に2分の1を乗じて得た金額 備考 (1) 共同住宅等に係る金額は、当該建築物について32の項の備考の(3)の規定により算定した金額に相当する金額に2分の1を乗じて得た金額とする。 (2) <u>申請建築物及び他の建築物の金額は、建築物(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築物に限る。)の32の項の右欄の区分ごとにそれぞれ定める金額又はそれらの金額の</u>

	合計額とする。 (4) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</u>		合計額とする。 (3) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</u>
(削る。)		34 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	(1) <u>登録建築物エネルギー消費性能判定機関等により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものその他これに類するものとして市長が定めるものである場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 一戸建ての住宅 5,000円</u> <u>イ 共同住宅等</u> <u>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</u> <u>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 20,000円</u> <u>ウ 非住宅建築物</u> <u>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの 10,000円</u> <u>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの 16,000円</u> (2) <u>その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>ア 一戸建ての住宅</u> <u>(ア) モデル住宅基準及び仕様基準による場合</u> <u>(i) 建築物の延べ面積</u>

が 200 平方メートル
未満のもの 17,000
円

(ii) 建築物の延べ面
積が 200 平方メー
トル以上のもの 19,00
0 円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積
が 200 平方メートル
未満のもの 34,000
円

(ii) 建築物の延べ面
積が 200 平方メー
トル以上のもの 37,00
0 円

イ 共同住宅等

(ア) モデル住宅基準及
び仕様基準による場合

(i) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル
未満のもの 32,000
円

(ii) 建築物の延べ面
積が 300 平方メー
トル以上のもの 56,00
0 円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル
未満のもの 67,000
円

(ii) 建築物の延べ面
積が 300 平方メー
トル以上のもの 112,0
00 円

ウ 非住宅建築物

(ア) モデル建築物基準
B による場合

(i) 建築物の延べ面積
が 300 平方メートル
未満のもの 85,000
円

(ii) 建築物の延べ面
積が 300 平方メー
トル以上のもの 108,0
00 円

(イ) その他の場合

(i) 建築物の延べ面積

が 300 平方メートル
未満のもの 221,000
円

(ii) 建築物の延べ面
積が 300 平方メー
トル以上のもの 277,0
00 円

備考

(1) モデル建築物基準 B
とは、建築物エネルギー
消費性能基準等を定め
る省令第 1 条第 1 項第 1
号ロに定める基準をい
う。

(2) モデル住宅基準と
は、建築物エネルギー消
費性能基準等を定める
省令第 1 条第 1 項第 2
号イ(2)及びロ(2)に定
める基準をいう。

(3) 仕様基準とは、建築
物エネルギー消費性能
基準等を定める省令第
1 条第 1 項第 2 号イ(3)
及びロ(3)に定める基準
をいう。

(4) 共同住宅等に係る金
額は、建築物の延べ面積
から共用部分の面積を
除いた面積を審査の対
象とするときは、建築物
の延べ面積から共用部
分の面積を除いた面積
を建築物の延べ面積と
みなして算定した手数
料の金額に相当する金
額とする。

(5) 複合建築物の場合
は、当該複合建築物を住
宅部分と非住宅部分と
に区分し、住宅部分につ
いてはその単位住戸の
数が 1 である場合に
あつては一戸建ての住
宅と、その他の場合に
あつては共同住宅等と、
非住宅部分については
非住宅建築物とそれぞ
れみなして算定した場

		合の当該手数料の金額 に相当する金額の合計 額とする。	
7 開発関係手数料		7 開発関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのある ものについては、その計算単 位についての金額とし、その 他のものについては、1 件につ いての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのある ものについては、その計算単 位についての金額とし、その 他のものについては、1 件につ いての金額とする。)
(略)		(略)	
9 宅地造成 及び特定盛 土等規制法 (昭和 36 年 法律第 191 号)第 18 条 第 1 項の規 定に基づく 中間検査の 申請に対す る検査	(1) 盛土又は切土をする土 地の面積が 3,000 平方メー トル以内のもの 3,100 円 (2) 盛土又は切土をする土 地の面積が 3,000 平方メー トルを超え 20,000 平方メー トル以内のもの 6,200 円 (3) 盛土又は切土をする土 地の面積が 20,000 平方メー トルを超え 40,000 平方メー トル以内のもの 12,400 円 (4) 盛土又は切土をする土 地の面積が 40,000 平方メー トルを超え 70,000 平方メー トル以内のもの 24,900 円 (5) 盛土又は切土をする土 地の面積が 70,000 平方メー トルを超え 100,000 平方 メートル以内のもの 43,6 00 円 (6) 盛土又は切土をする土 地の面積が 100,000 平方 メートルを超えるもの 6 2,300 円		
8～10 (略)		8～10 (略)	